

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月12日
【会社名】	住信SBIネット銀行株式会社
【英訳名】	SBI Sumishin Net Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川島 克哉
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-1010(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山川 彰利
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-1010(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山川 彰利
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 15,000百万円 (注)一般募集の金額は、有価証券届出書提出日現在における見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月2日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成24年10月12日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関連する事項を訂正するため、また、記載内容に一部追加がありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債(短期社債を除く。)
利率の欄
利息支払の方法の欄
欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託
(1) 社債の引受け
欄外注記

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)]

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	<p>1 平成24年11月2日の翌日から平成29年11月2日まで 未定(平成24年10月12日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成24年10月18日に決定する予定である。)</p> <p>2 平成29年11月2日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライパーに(未定)%(平成24年10月12日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成24年10月18日に決定する予定である。)を加算したものとす。</p>
-------	--

(訂正後)

利率(%)	<p>1 平成24年11月2日の翌日から平成29年11月2日まで 未定(1.10%~1.70%を仮条件とする。)(注)17.)</p> <p>2 平成29年11月2日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライパーに(未定)%(2.20%~2.80%を仮条件とする。)(注)17.)を加算したものとす。</p>
-------	--

利息支払の方法の欄

(訂正前)

利息支払の方法	<p style="text-align: center;"><前略></p> <p>2 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、利息支払期日の翌日から次回の利息支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない、以下、「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会ライパーレートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下、「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する、以下、「6ヶ月ユーロ円ライパー」という。)に(未定)%(平成24年10月12日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成24年10月18日に決定する予定である。)を加算したものとす、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日、以下、「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>
---------	---

(訂正後)

利息支払の方法	<p style="text-align: right;">< 前略 ></p> <p>2 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、利息支払期日の翌日から次回の利息支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下、「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下、「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する。以下、「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に(未定)%<u>(2.20%~2.80%を仮条件とする。(注)17.)</u>を加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日。以下、「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。</p> <p style="text-align: right;">< 後略 ></p>
---------	--

欄外注記

(訂正前)

(注)

< 前略 >

16. 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であるが、需要状況等を勘案したうえで増減することがあり、平成24年10月18日に正式に決定する予定である。

(訂正後)

(注)

< 前略 >

16. 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であるが、需要状況等を勘案したうえで増減することがあり、平成24年10月18日に正式に決定する予定である。

17. 利率及び加算するスプレッドについては、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成24年10月18日に決定する予定であります。

(注)17. の追加

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

4. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社に内定している株式会社SBI証券の親法人等に該当します。当社は、SBIホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、株式会社SBI証券は、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下、「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下、「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が主幹事会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹事会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定します。

(訂正後)

(注)

<前略>

4. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社に内定している株式会社SBI証券の親法人等に該当します。当社は、SBIホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、株式会社SBI証券は、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下、「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下、「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が主幹事会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹事会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定します。

5. 内定しております引受人のうち、株式会社SBI証券は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託します。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：住信SBIネット銀行株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行います。

(注)5.の追加